

第5期（令和3～7年度）
宮崎県地球温暖化対策実行計画
（事務事業編）

令和3年3月 策定
令和6年3月 一部改定
宮崎県

1 趣旨

近年、異常気象による災害が増加するとともに、農作物や生態系への影響等が懸念されていますが、その主因は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、脱炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

このため、国際的な動きとして、平成 27 年 12 月のパリ協定において、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することとされたことを受け、平成 30 年度には、I P C C（国連の気候変動に関する政府間パネル）が通称「1.5℃特別報告書」を公表し、1.5℃の上昇に食い止める目標を達成するには、全世界の二酸化炭素排出量を 2050 年頃には実質ゼロにする必要があると示されました。

国においては、令和 2 年 10 月に菅首相が 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す」ことを宣言し、令和 3 年には地球温暖化対策計画が改定され、我が国の削減目標として、温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で 46%削減とすることが掲げられました。

本県においても、2050 年度に温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることを「第四次宮崎県環境基本計画」の重点プロジェクトとして掲げ、また、令和 5 年 3 月に一部改定し、温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で 50%削減する目標を定めました。

この目標を達成するためには、環境保全施策を推進する主体であると同時に、大規模な消費者・事業者でもある県庁が、率先して温室効果ガスの排出量削減に取り組み、県民や事業者、市町村等の環境保全活動を誘発することが重要です。

そこで、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき策定が義務付けられている地方公共団体実行計画（事務事業編）である「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画」を改定し、県庁の事務・事業によって生じる温室効果ガスの排出量削減に一層取り組むこととしました。

2 基本的事項

(1) 対象とする範囲

本計画の対象は、知事部局、県教育委員会（県立学校を含む）、県警察本部（警察署を含む）、企業局、病院局（県立病院を含む）、県議会事務局、各種委員会の全ての事務・事業とします。

対象となる所属		根拠規定等
知事部局	本庁各課	宮崎県行政組織規則
	出先機関	宮崎県行政組織規則
教育庁	本庁各課	県教育庁組織規則
	教育事務所	県教育庁組織規則
	スポーツ指導センター	県教育庁組織規則
	教育研修センター	宮崎県教育研修センター設置条例
	県立図書館	県立図書館条例
	県立美術館	県立美術館条例
	総合博物館	宮崎県総合博物館条例
	県立西都原考古博物館	県立西都原考古博物館条例
	埋蔵文化センター	教育関係の公の施設に関する条例
	県立学校	教育関係の公の施設に関する条例
県警察本部	本庁各課	宮崎県警察の組織に関する規則
	警察学校	宮崎県警察の組織に関する規則
	警察署	宮崎県警察の組織に関する規則
企業局	本庁各課	企業局組織規程
	出先機関	企業局組織規程
病院局	経営管理課	病院局組織規程
	県立病院	病院局組織規程
県議会事務局		宮崎県議会事務局の組織等に関する規程
監査事務局		宮崎県監査事務局の組織に関する規程
人事委員会事務局		宮崎県人事委員会事務局組織規則
労働委員会事務局		宮崎県労働委員会事務局処務規程

※ 指定管理者や県有施設を所管する所属又は庁舎管理者は、入居する団体等に対し、環境保全の取組への協力を要請する。

(2) 対象とする温室効果ガス

種類	主な発生源
二酸化炭素	燃料（ガソリン、灯油、重油、都市ガス等）や電気等の使用 等
メタン	ガソリン自動車、燃料の燃焼、家畜の反芻やふん尿処理 等
一酸化二窒素	ガソリン自動車、ボイラー等における燃料の使用、笑気ガス（麻酔剤） 等
ハイドロフルオロカーボン（代替フロン）	カーエアコンの使用・廃棄、消火器の使用・廃棄 等

地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる上記以外（パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）については、県の事務からの排出が想定されないため、削減の対象外とします。

(3) 算定方法

温室効果ガスの排出量は、環境省が提供する地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムにより算定します。

(4) 計画期間

本計画の期間は、地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられている第四次宮崎県環境基本計画との整合性を図り、2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5年間とし、数値目標の基準年度は2013(平成25)年度とします。

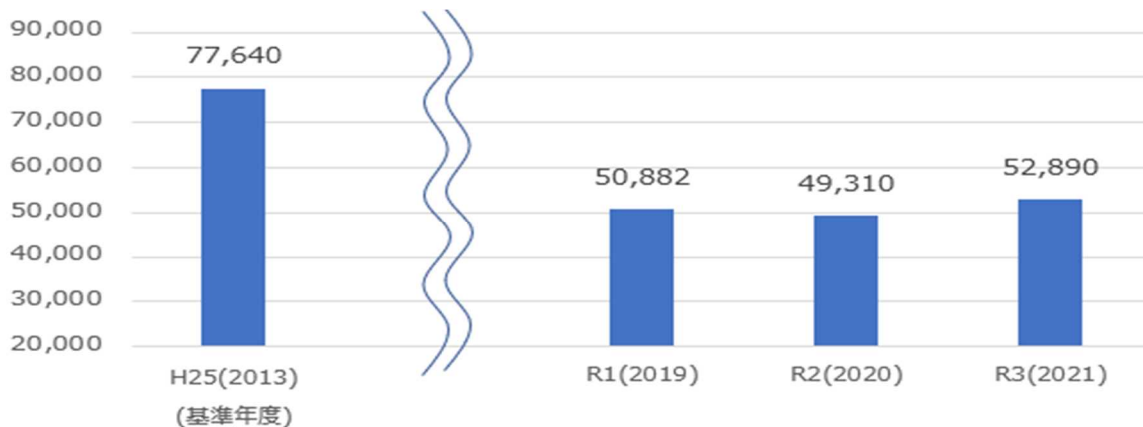
(5) 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置付けられます。また、「宮崎県総合計画」、「宮崎県環境基本計画」と整合を図りながら策定しています。

3 温室効果ガスの排出状況

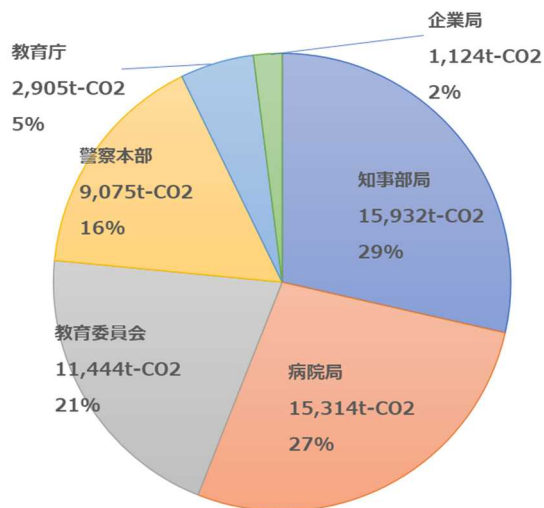
(1) 温室効果ガス排出量の推移

直近の令和3(2021)年度の排出量は52,890t-CO₂と基準年度である平成25(2013)年度の77,640t-CO₂から24,750t-CO₂(31.9%)削減しています。

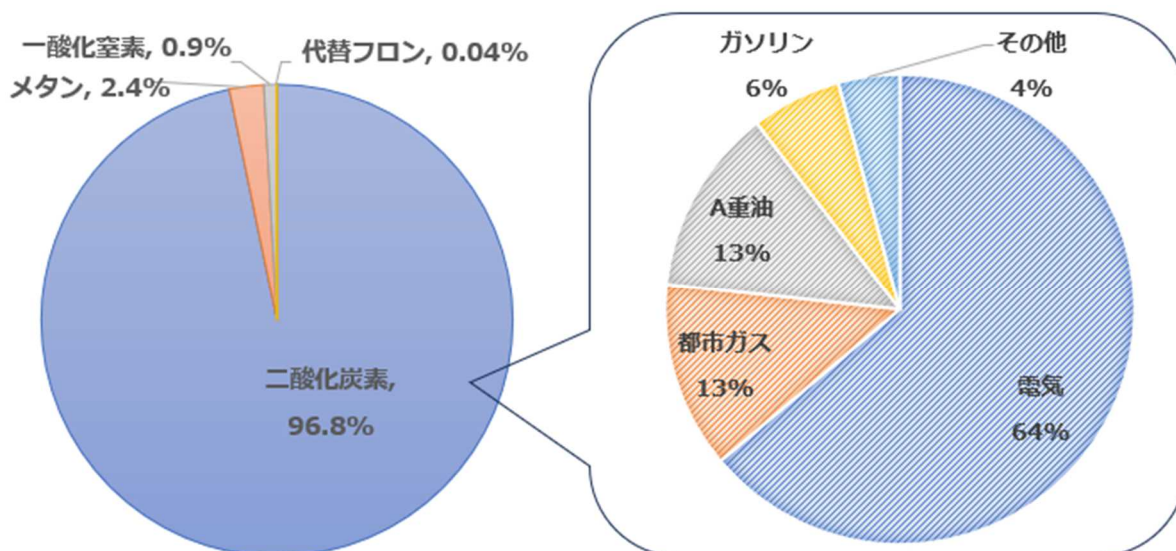


(2) 温室効果ガス排出の状況

令和3(2021)年度の部局別の排出割合は、知事部局が全体の29%を占め、次いで病院局27%、教育委員会21%、県警16%、教育庁5%となっています。



温室効果ガス別の内訳では、二酸化炭素が96.8%を占めており、そのうち64%が電気の使用に起因しています。



4 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 目標設定の考え方

県の地球温暖化対策計画に合わせて、2013(平成 25) 年度を基準年度とし、目標年度を 2030(令和 12) 年度とします。

また、2030 年度における 2013 年度比の削減目標について、政府の計画では 50%削減としており、また、県の計画では県全体で 50%削減、部門別の内訳として業務部門で 54.1%削減(2025 年度では 42.9%削減)することとしております。

業務部門である県庁においても、国の目標及び県の計画を踏まえ、削減目標を設定します。

(2) 削減目標

県庁の事務・事業によって生じる温室効果ガス排出量について、2030(令和 12) 年度までに 2013(平成 25) 年度比 54.1%削減を目標とし、この目標を達成するため、本計画の終期である 2025(令和 7)年度までに 42.9%削減(2013 年度比)することを目指します。

【温室効果ガス削減目標 (対 2013 年度比)】

計画	対象	2025 (R 7) 年度	2030 (R12) 年度
本計画	県庁	▲42.9%	▲54.1%
政府の計画	政府機関	-	▲50%
県の計画	県域全体	▲40.1%	▲50%
	うち業務部門	▲42.9%	▲54.1%

5 温室効果ガス削減に向けた取組

(1) 再生可能エネルギーの最大限導入

県有施設における再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、2030年度までに太陽光発電設備を設置可能な建築物・土地の50%に導入することを目指します。

なお、設置可能な建築物・土地については、建物の構造計算書の有無・築年数・屋根の形状、土地の使用用途、面積、周辺環境、電力需要量等を踏まえて選定します。

(2) 県有施設における省エネルギー対策

ア 新築建物については、基準一次エネルギー消費量から一次エネルギー消費量を50%以上削減させるZEB Ready(※)基準相当以上を目指します。

イ 既存の建物についても、設備更新に当たっては、省エネ基準への適合に向けて、高効率空調機など省エネ効果の高い機器への転換を図っていきます。

ウ 今後も長期的な使用を想定している施設や部屋の照明は照明の点灯時間も踏まえながら、更新時期に合わせて照明のLED化を推進します。

※ 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物

(3) 公用車への電動車の導入

2030年度までに特殊車両などを除いた乗用車などの対象車両については、ストックも含めて100%を電動車(電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)、燃料電池自動車(FCEV))に更新します。また、EVの導入拡大に対応した充電設備などの環境整備を図りますとともに、充電する電力に再エネを活用できる仕組みづくりを推進します。

(4) 事務・事業の実施に当たっての取組

ア 地球にやさしい行動の日

毎週水曜日を「地球にやさしい行動の日」に設定し、全庁をあげて、「一斉消灯デー」及び「ノーマイカーデー」の取組を行います。

イ 省資源の推進

- ・ 物品等を購入する際は、使用実態を踏まえ計画的に必要な最低限にするとともに、「宮崎県グリーン購入基本方針」に基づき、環境負荷の少ない物品等を優先的に購入します。
- ・ 文書の共有化、電子化によるペーパーレス化や両面印刷、集約印刷の徹底等により、用紙類の使用量を削減します。
- ・ 分別収集の徹底や不要物品の所管替えなどの再利用により、廃棄物を削減します。

ウ デコ活の実施

職員は、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民運動である「デコ活」に取り組みます。

- ・ 在宅勤務やWEB会議などの新しい働き方を推進することにより、移動に伴う排出削減を図ります。

- ・ クールビズなどの実践により、冷暖房時の過度な空調の使用を抑制します。
- ・ 不要な電気の消灯やエコドライブなど職員一人ひとりが率先して行動します。

(5) 職員向け研修

温室効果ガス削減の取組の必要性や本計画に基づく取組等を周知・徹底するため、各所属に環境保全推進員（所属長補佐等）を配置するとともに、職員向け研修を年1回以上、実施します。

(6) その他

県が行う公共工事について、「県産材利用推進に関する基本方針」に基づき、間伐材利用製品など環境にやさしい木材利用に努めますとともに、建設副産物の適正処理に努める等、環境への影響を最小限に抑えます。

6 計画の推進

(1) 体制

庁内横断的な取組を推進するため、知事が本計画に基づく取組を統括し、取組の着実な推進と必要な改善を図ります。

ア 管理体制

管理体制	職名等	役割等
総括者	知事	県庁の環境保全の取組を総括する。
副総括者	副知事	副総括者として、知事を補佐する。
管理責任者	環境森林部長	推進要領の運用全般を管理する。
管理事務局責任者	環境森林課長	環境森林課を事務局として必要な事務を行う。
審議機関	環境保全対策調整会議 幹事会	本計画の運用や改善に関する審議を行う

イ 推進体制

推進体制	職名等	役割等
部局の活動責任者	部局長等	部局内の環境保全の取組を総括する。
所属の活動責任者	所属長	各所属の環境保全の取組を総括する。
所属の活動推進者 (環境保全推進員)	所属長補佐等	各所属の環境保全の取組を推進する。
庁舎の活動責任者	庁舎管理者	庁舎管理に関する業務について、環境保全の取組を推進する。
省エネ・省資源活動の活動取組	所属職員	環境保全推進員を中心に、各所属における省エネ・省資源活動を推進する。

(2) 取組事項の策定

管理事務局責任者（環境森林課長）は、年度当初に、重点的に取り組む事項（以下「全庁取組事項」という。）を定め、各所属長に通知する。

各所属長は、全庁取組事項を執務室内の見やすい場所に掲示し、職員への周知を図る。なお、全庁取組事項を実施することが困難な所属においては、実態に応じて各所属独自の取組を定めることができるものとする。

(3) 点検及び報告

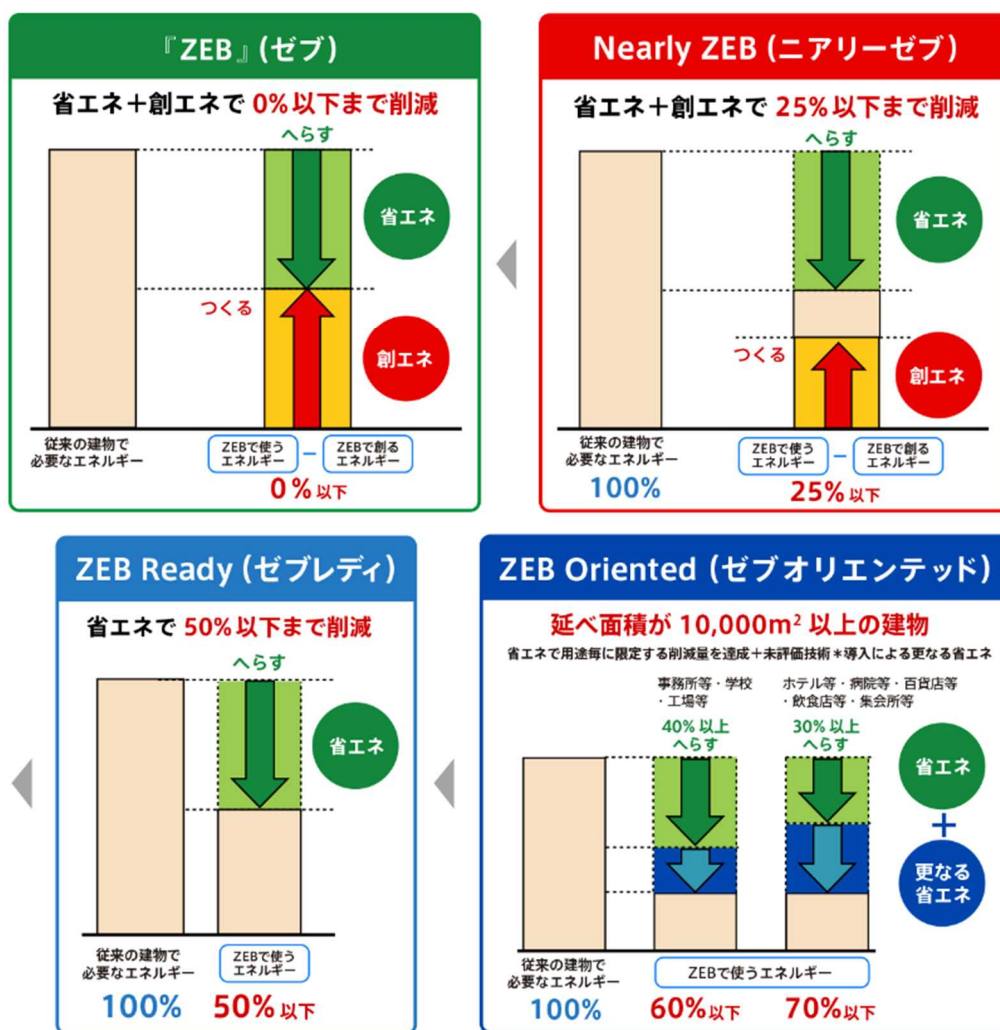
環境保全推進員（所属長補佐等）は、各所属における電気・燃料使用量等を毎月、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムに入力することにより、管理事務局責任者（環境森林課長）に報告する。

(4) 進捗状況の公表

本計画に掲げる温室効果ガス削減目標の達成状況を把握するため、毎年度、排出量を算定し、県庁ホームページ等で毎年度公表します。

（参考 『環境省 ZEB PORTAL』）

ZEBの定義



*WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術